

社会福祉法人愛稚会

理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は社会福祉法人愛稚会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事及び監事及び評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 役員等の報酬は、定款第8条及び第21条に定める通り無報酬とする。

(改 廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(附 則)

この規程は、平成30年3月27日から施行する。